

■「草津川跡地（区間6）活用検討懇話会」開催要領

（目的）

第1条 草津川跡地（区間6）活用検討懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津川跡地（区間6）の整備に向けた土地活用方法を検討するにあたり、周辺住民を含めた関係者との連絡調整の場とし、関係者間での意見交換を行うことを目的とする。

（意見を交換する事項）

第2条 懇話会において、意見を交換する事項は、次のとおりとする。

- （1）草津川跡地（区間6）の整備に伴う堤防の高さ、道路法線や交通形態のあり方に関すること。
- （2）草津川跡地（区間6）の広場部分の土地活用に関すること。
- （3）草津川跡地（区間6）の防災機能に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、草津川跡地（区間6）整備に必要な事項に関すること。

（懇話会の委員）

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）沿線住民代表
- （3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
（会長および副会長）

第4条 懇話会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を招集し、その進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（関係人の出席）

第5条 懇話会は必要に応じて、関係者またはオブザーバーの出席を求め、その説明または意見聴くことができる。

（事務局）

第6条 懇話会の事務局は、草津市都市計画部草津川跡地整備課および栗東市建設部都市計画課において行う。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年11月25日から施行する。